平成２３年（フ）第４６７号
北海道旭川市東光１条４丁目３番15号　カネカハイツ203
債務者　向井理枝子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６９号
北海道士別市東６条12丁目458番地13　東雲団地
債務者　谷　　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７６号
北海道旭川市旭神１条４丁目２番23号
債務者　加藤　真実
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９１号
北海道深川市北光町２丁目16番13号
債務者　村上　明香（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５００号
北海道旭川市東光18条６丁目５番21号
債務者　宮崎　祐子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０４号
北海道旭川市高砂台１丁目２番23号　フォレストハイム１－Ｃ
債務者　西村　瑞絵
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０７号
北海道旭川市旭神２条２丁目４番10号　ドミール２号室
債務者　足利　秀俊
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１３号
北海道旭川市金星町３丁目４番８号　金星パークハイツ
債務者　齋藤　勝彦
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第21地割133番地１
債務者　山本茂雄こと　崔　　茂雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３５号
大阪府門真市向島町４番７号
債務者　渡邊圭一郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３号
釧路市花園町４番16号
債務者　斎藤　　穣
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
岡山県真庭市湯原温泉455番地28
債務者　平井　一弘
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４８７号
北海道旭川市末広２条12丁目６番８号　パーク212Ａ－１
債務者　平野　　修
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
東京都八王子市片倉町813番地13富士見コーポ103号
債務者　森山　太一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６３６号
東京都小金井市梶野町３丁目８番６－202号　アースフォーガル
債務者　渡邉　博也
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部